

教職専門科目「教育原論」の由緒～歴史的現在の教育原論・序説(2)

下地 秀樹

1. 1980年代までの本学教職専門科目

前稿(「本学教職課程事始め」『教職研究』第25号所収)では、本学が戦後に新制大学として再出発した当初より、文学部に心理教育学科を設け、初等教員養成も中等教員養成も可能なカリキュラム教育課程を整え、新制度の教育職員免許法、同施行規則(以下、前稿同様、それぞれ「教免法」「施行規則」と略記)に対応した経緯について、当時の『履修指導要項』や最初の「教職課程認定申請書」を参照して論じた。本稿では、本学のその後の教職専門科目のなかでの「教育原論」の系譜を辿り、戦後の教員養成における「教育原論」という科目の由緒を探ることにしたい。

「教免法」も「施行規則」(省令)も、何度も改正されているが、最低修得単位数が変更されて免許取得基準の大きな改正となったのは、1988年と1998年の「教免法」改正である。

1988年の改正法は、1級、2級と二本立てだった免許の種類を、専修、1種、2種に3種別化し、最低修得単位数を引き上げた。改正法では中高とも甲教科、乙教科の区別が廃止され、学士の学位を基礎資格とする旧法中学1級、改正法中学1種、旧法高校2級、改正法高校1種に注目すると、教科専門科目は旧法の甲教科40単位、乙教科32単位が一律40単位となり、教職専門科目は旧法の14単位から19単位に増え、専門科目の最低修得単位数は計59単位となった。甲教科の場合は5単位、乙教科の場合

は13単位の増加である。

この1988年の改正法に至るまでに、本学の教職課程の教職専門科目は、必修単位数や科目展開を何回か変更している。

1960年度の『履修要項』によると、「教職に関する専門科目」は、必修科目は「道徳教育の研究」(2単位)が新たに加わり、計14単位に増えているが、その分は選択科目の必要単位数を4単位から2単位に減じることで、総計16単位以上は変わっていない。新設科目は、1958年度から学習指導要領の改訂により導入された特設「道徳の時間」への対応で、1959年度以降に教職課程の履修をはじめた者は必修、それ以前にはじめた者も履修が望ましい、と説明されている。「道徳の時間」は小学校と中学校に設けられたもので、高校にはないが、中学1級、高校1級、2級のいずれにも必修となっている。選択科目は、展開科目の変化について詳細は省略するが、以前の「教育史」が「日本教育史」(2単位)と「西洋教育史」(2単位)に分けられるなど、半期2単位科目が増えてはいるものの、必要単位数が2単位になっても、「教育方法」、「社会教育概論」といった通年科目もあった。

1967年度に学校・社会教育講座が組織として設けられた後の、1970年度の学校・社会教育講座教職課程『履修要項』には、1970年度から「教職専門科目の通年講義を3単位から4単位に改める。すでに3単位として修得された

ものは、そのまま4単位として認定される」とあり、その結果、「教職に関する専門科目」の総必要単位数は19単位以上となり、以下のようない訳が記されている。

必修 (17 単位)	教育原理	4 単位
	教育心理学	4 単位
	教科教育法	4 単位
	道德教育の研究	2 単位
	教育実習	3 単位
選択		2 単位以上

この時点ですでに、必要単位数（法令用語では「最低修得単位数」）では1988年の改正法と同等以上になっているわけだが、通年講義を3単位とするという異常な措置を正常化して考えれば、1960年度からこの水準になっていたと言える。選択科目には、「教育心理学」と「又は」として長らく必修であった「青年心理学」が、半期2単位科目となって「児童心理学」(2単位)などととも組み込まれている。科目の大部分は学校・社会教育講座が設置主体であるが、文学部教育学科設置の科目や学校・社会教育講座の他課程（学芸員課程・司書課程・社会教育主義課程）との共通科目には、通年4単位の選択科目も開講されていた。

この学校・社会教育講座の『履修要項』になってからは、受講資格として年次指定が記されている。これによると、履修は1年次から可能になっており、ただし1年次にも履修可能な「教職に関する専門科目」は、「教育原理」と「教育心理学」のみで、この2科目は、もっとも基礎的な入門科目として位置づけられていた。

1978年度からは、教職専門科目の総必要単

位数はさらに2単位増え、21単位以上となった。必修科目、選択必修科目(A)、選択必修科目(B)の科目区分が設けられ、21単位の内訳は、それぞれ13単位、4単位、4単位である。従来の必修科目のうち、「教科教育法」は各教科の教育法のうちから選択するという意味で、選択必修科目(A)となり、従来の選択科目はそのうちから一定単位数以上必ず選択する必要があるという意味で選択必修科目(B)とされ、この選択科目がそれまでの2単位以上から4単位以上必修に変わって、総必要単位数は21単位以上となった。選択必修科目(B)とされた選択科目群の構成は年度ごとの変動があるが、半期2単位科目よりも通年4単位科目の方が多い傾向にあった。1978年度の場合、4単位科目は7科目、2単位科目は4科目開講されている。4単位科目の受講を促す意味でも、選択科目の必修は4単位以上が適当と判断されたものと推測される。

総必要単位数21単位以上そのまま、1988年の「教免法」改正を迎えるが、その間の1979年度には科目名の変更があった。常に科目表の筆頭にあげられ、教職専門科目の入門科目と位置づけられる「教育原理」が「教育学概論」という名称になった。『履修要項』には「法規上の科目」と「本学における科目名」という欄があり、法規上の「教育原理」は本学では「教育学概論」と記されている。何故、教職科目としては定番の「教育原理」という名称を変更したのか。当時の会議記録や変更届を確認できないので、変更理由は不明である。ただ、1978年度の「教育原理」と1979年度の「教育学概論」は、いずれも2コマずつの開講を長尾十三二氏（当時、学

校・社会教育講座教職課程教授)のみが担当しており、氏が変更に関わったものと推測される。

第6欄（3単位）

「教育実習」

2. 1988年「教免法」改正への本学の対応

先に記したように、1988年（12月28日公布）の「教免法」改正法では、学士を基礎資格に新たな種別として設けられた中学1種、高校1種とも、教職専門科目の最低修得単位数は19単位となった（第5条別表1）。この改正法に即し科目等の詳細を定めた1989年（3月22日公布）の「施行規則」では、従来の「教育原理」、「教育心理学」といった科目名は姿を消し、「教職に関する専門教育科目」の構成は以下のように改められている（第6条表／カッコ内単位数は中学1種、高校1種の場合）。

第2欄（8単位）

「教育の本質及び目標に関する科目」

「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」

「教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目」

「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目」

第3欄（6単位）

「教科教育法に関する科目」

「道徳教育に関する科目」

「特別活動に関する科目」

第4欄（幼稚園教諭にのみ関わるので略）

第5欄（2単位）

「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」

一見すると、「…に関する科目」ということで、科目名を決める自由度が増したように思われる一方、それまで選択科目として扱われた多様な科目に該当する欄がなく、示された科目を万遍なく満たすだけで最低修得単位数を超える可能性が高い。「教科教育法」は、旧法では最低でも3単位必要とされていたからである。

このような改正がなされた理由は、これを導いた教育職員養成審議会（以下、教養審と略記）の「教員の資質能力の向上方策等について¹⁾」（1987年12月18日）によると、「教職に関する専門教育科目を弾力的に開設することができることをより明確にするため、現行の教職に関する専門教育科目の表現を履修すべき分野やそのねらい等を明らかにするように概括的な表現に改める必要がある」からということである。例えばとして（小学校の教諭の普通免許状を取得する場合）、現行の「教育原理」及び「教育心理学、児童心理学」を、「教育の本質及び目標に関する科目」、「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」及び「教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目」に改め、いずれの科目の単位も修得しなければならないものとする、と説明されている。また、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目」、「生徒指導（教育相談を含む）に関する科目」を新たに設け、「特別活動に関する科目」の修

1) 文科省HPで参照可能である。http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2012/01/23/1315356_002.pdf

得も必修とし、「教育実習」については実習期間は現行通りとするが、その構造化と内容の改善をはかるため、「事前及び事後指導」を新たに設ける必要がある、とされている。法令改正は、これをほぼ踏襲したものとなっている。

改正法に即した新カリキュラムは、1990年度の入学者から適用された。同年度の『履修要項』によると、本学では教職専門科目（当時の法令上は「教職に関する専門教育科目」）の必要単位数は次の通りであった。

必修科目	18 単位
選択必修科目 (A)	4 単位
選択必修科目 (B)	2 単位 (以上)
計	<u>24 単位 (以上)</u>

改正法に定める最低修得単位数より5単位(以上)多くなっている。その内訳としては、まず、選択必修科目 (A)は従来と変わらず各教科教育法4単位で、「施行規則」第6条表第3欄に対応して、他の2科目（「道德教育の研究」、「特別活動の研究」）をそれぞれ2単位科目としているので、ここで最低単位数(6単位)より2単位多くなる。次に、改正法にはない選択科目を従来通り、選択必修科目 (B)として設け、ただし必修単位数は4単位から2単位に減じたが、それでもここで法規よりさらに2単位多くなる。残る1単位分は、必修科目中の「教育実習」が3単位ではなく、事前指導の充実化として実習前年度後期必修科目「教育実践の研究」(2単位)を独自に設け、「教育実習」(2単位)と合わせて4単位としていることによる。

この第6欄に対応する「教育実習」4単位分を除く必修科目は、以下の計6科目14単位で

ある。

教育学概説	4 単位
教育心理学	2 単位
教育方法	2 単位
道德教育の研究	2 単位
特別活動の研究	2 単位
生活指導論	2 単位

それ以前のカリキュラムと比較すると、「教育学概説」は「教育学概論」を名称を改めて踏襲するもので、教養審の提言通り、第2欄の第1と第3の科目を含む科目とされている。何故、「概論」が「概説」に変更されたのか。この科目を担当する教員の専攻領域として、教育哲学専攻者はどちらかと言えば前者を、教育史専攻者は後者を用いる傾向があるかもしれないが、明確な理由を記した会議記録等は残されておらず不明である。

従来、「教育心理学」(4単位)を担当した教員の多くは、第2欄の第2の科目に該当する「教育心理学」2単位と第5欄の科目に該当する「生活指導論」2単位を担当することになった。「教育方法」は、学校・社会教育講座開設以前には選択科目のなかに設けられていたこともあるが(文学部教育学科専門科目)、学校・社会教育講座としては、「特別活動の研究」とともに法規に対応した新設科目である。その他に、既述の通り、独自科目として「教育実践の研究」が新設された。また、選択必修科目 (B)では、「教職特殊講義」が様々なテーマで毎年度数科目開講され、「教育社会学」などの文学部専門科目もこの科目区分に含まれていた。

改正法により科目数も単位数も増やすほかは

なかったが、改革の前年度までの開講科目を生かしながら、3科目分を新設している（「教育方法」、「特別活動の研究」、「教育実践の研究」）。履修学生の負担としては、法規上の最低修得単位数通りの運用なら、14単位から19単位と5単位増が必然のところ、本学では旧法時にすでに21単位（以上）必修としており、3単位増にとどめている。それでも、法規上の最低修得単位数より5単位多いが、教科教育法、教育実習事前指導、選択科目の充実をその内実としており、開放制の教員養成課程として、妥当にして特色のある運営を行っていたと言えるだろう。

なお、この1988年改正法の適用時期まで、本学では教職専門科目の履修指導として、どの教科の場合も、中学教員資格、高校教員資格の同時取得を旨ざすことを原則としていた。必要最低単位数が同じだったからである。ただし、「商業」は高校にしかない教科なので例外扱いで、「商業」のみの教員資格を希望する履修者には、高校にはない特設「道徳の時間」に対応する「道徳教育の研究」を必修とはしなかった。

3. 1998年「教免法」改正への本学の対応

1988年の改正法以降、学習指導要領と同様に、

「教免法」と「施行規則」はほぼ10年おきにカリキュラム編成に関わる改訂を行っている²⁾。1998年の「教免法」改正（1998年6月10日公布）と「施行規則改正（1998年6月25日公布）は、目前となった新世紀をにらみ、従来の改正以上に、カリキュラムの量的かつ質的な変更を迫るものであった。

この改正法では、教職専門科目（法令上は「教職に関する科目」）の最低修得単位数は、従来の19単位から、中学1種の場合は31単位、高校1種の場合は23単位に引き上げられた。一方で、教科専門科目（法令上は「教科に関する科目」）のそれは、中学1種、高校1種ともに、従来の40単位から20単位に引き下げられ、さらに、新たに「教科又は教職に関する科目」という区分が設けられ、必要最低単位数を中学1種は8単位、高校1種は16単位とすることで、総必要最低単位数はいずれも旧法と同じ59単位となり³⁾、負担増とはならないという見かけであった（第5条別表1）⁴⁾。

何故このような改正になったのか。教養審の「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（第1次答申）」⁵⁾（1997年7月1日）には、「現行の免許基準は、修得すべき科目とその単

2) 後述するが、1998年の改正以降、最低修得単位数の規定に変更はない。ただし、2008年の「施行規則」改正で「教職実践演習」の新設が規定されている。

3) この他に、「教免法」第5条別表第1備考第4号に基づき、「施行規則」第66条の5で、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」各2単位が必修となり、今日に至っている。

4) 本稿では学士を基礎資格とする1種免許状に着目しているため詳細は省略するが、「教科又は教職に関する科目」は、修士を基礎資格とする専修教員資格の場合は、1988年の改正法で設けられていた。その必要最低単位数は、中高いずれも24単位で、その結果、総必要最低単位数は83単位であった。これにより、1種の資格を有していれば、修士課程では「教科に関する科目」か「教職に関する科目」のいずれか一方のみで他方をまったく修得しなくとも、専修へのグレードアップが可能になっていた。1998年の改正法では、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の必要最低単位数は、中、高それぞれ1種、専修ともまったく同じであり、ただ「教科又は教職に関する科目」を中学専修は32単位、高校専修は40単位とすることで、総必要単位数83単位に変更はないことになっている。専修資格取得にあたって、「教科に関する科目」か「教職に関する科目」の一方のみを修得すれば可能という条件に変わりはなく。

5) 以下の文科省HP参照。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_shokuin_index/toushin/1315369.htm

位数が免許法及び施行規則で詳細に規定されているため、大学による創意工夫の余地が少ないとの指摘」があり、「教職課程の履修による大学教育の過密化を回避しつつ教員養成カリキュラムの基本構造の転換を図るため」、新たに「教科又は教職に関する科目」の区分を設け、「選択履修方式」を導入することを提言する、と記されている。

要するに、「教科」に関しても、「教職」に関しても、教員の基礎資格として学んでおくべきことをあげたらきりが無いから、過密にならないカリキュラムを各大学で工夫できるように、という趣旨である。

では、各大学の創意工夫を促すべく、「修得すべき科目と単位数」の規定はどうなったのか。「施行規則」第6条別表は、「教職に関する科目」の構成について、旧法にはなかった「各科目に含めることが必要な事項」を列挙しており、むしろより詳細になっている。以下は、中学1種（同専修）、高校1種（同専修）の場合の規定である。

第2欄（教職の意義等に関する科目）

「教職の意義及び教員の役割」

「教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）」

「進路選択に資する各種の機会の提供等」

以上、中高とも2単位

第3欄（教育の基礎理論に関する科目）

「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」

「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」

「教育に関する社会的、制度的又は経営的

事項」

以上、中高とも6単位

第4欄（教育課程及び指導法に関する科目）

「教育課程の意義及び編成の方法」

「各教科の指導法」

「道徳の指導法」

「特別活動の指導法」

「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」

以上、中学12単位、高校6単位

同：第4欄（生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目）

「生徒指導の理論及び方法」

「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」

「進路指導の理論及び方法」

以上、中高とも4単位

第5欄（総合演習）中高とも2単位

第6欄（教育実習）中学5単位、高校3単位

「施行規則」の旧規定と比較すると、「教育原理」の系譜をつぐ「教育の本質及び目標に関する科目」が、含むべき事項として「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」に変わっていることは本稿の目的にとって重大であり、また、「各教科」、「道徳」、「特別活動」で明確に「指導法」が打ち出されていることも注目されるが、これらは直ちに新設科目を必然化する変更ではないので、ひとまず置こう。まったく新たに加わったのは、第2欄（教職の意義に関する科目）と第5欄（総合演習）であり、それぞれ2単位科目新設を必要とする。その他、第4欄（生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目）

でも2単位増が必要で、「教育相談」に「カウンセリングに関する基礎的な知識を含む」と特記されたことと関わる新設科目が必要になると解釈するのが妥当だろう。

先の教養審「第1次答申」では、「教員に対する社会的要請と教職課程の教育内容が乖離」しており、また「科目名称に相応しい包括的・体系的な教育内容や科目間の連続性・整合性が十分に考慮されていないのではないか」といった認識に立って、「教職課程の教育内容の改善が必要」としている。そこで、「地球的視野に立って行動するための資質能力を育てる」という時代の要請に応じて「総合演習」2単位と、いつの時代にも求められる「実践的指導力の基礎を強固にする」ため、「教師とは何か、教職とは何か」ということについて深く考察するきっかけを与えることをねらって、「教職への志向と一体感の形成に関する科目」2単位の新設が提言された。加えて、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目を2単位から4単位の改め」、「教育相談に係る内容の中にカウンセリングに係るものが含まれることを制度上明記すべきである」とされ、「教員を志願する者がカウンセリングに関する基礎的知識を修得する」必要性について強調されている。

科目新設はこうした提言を受けたものだが、これだけですでに、中高ともに6単位分の増設が必要で、「教職に関する科目」の区分のみで考えると、旧法より4単位増の高校1種（同専修）を最低修得単位数におさめるのは限りなく

困難となる。逆に、旧法より12単位増の中学1種（専修）の場合は、「教育実習」の2単位増を除いても、さらに4単位分の科目を加えないと、最低修得単位数には達しない。第4欄（教育課程及び指導法に関する科目）には、新たに含むべき事項として「教育課程の意義及び編成の方法」が特記されており、その扱いを含め、この欄の12単位をどう編成するかが課題となる。

この法令改正への対応には筆者自身も関わったが、本学としては、中学1種の場合12単位、高校1種の場合4単位の単位増は、従来の法令改正では経験のない科目増を要し、担当教員の確保などかなり困難な負担増となるので、1）可能な限り総科目数を抑制する、という方針をとった、いや取らざるを得なかった。大学としての経営上のこともあるが、履修学生の負担を考慮してそれが妥当と判断した。また、当面は旧法適用の履修者と新法適用の履修者の両方に対応しなければならず、両法は大きく異なるので、創意というより、なるべく変化と負担を小さくとどめたいとの動機が働いたことも否定できない。その結果、ここまで維持してきた選択必修科目（教職特殊講義）は、廃止することにした。

この量的な負担増もさることながら、「教育実習」の単位数を含め⁶⁾、中学1種（同専修）、高校1種（同専修）で「教職に関する科目」の最低修得単位数が大きく異なることには、教職課程の運営上、従来とは質的に異なる対応を要

6) 単位数が異なる以上、必然的に中学1種（同専修）と高校1種（同専修）では資格取得のための実習期間が異なることになり、実習校確保等、旧法時にはない困難を来す可能性がある。この問題についてここでは省略するが、拙稿「教育実習期間問題をめぐる小さな歴史」（『教職研究』第20号）参照。

した。先に記した通り、旧法までは原則としての教科についても、履修者に中高両方の教員資格の取得を旨とすることを求めていたが、この改正法により、2) 高校1種 (同専修) のみの資格取得を旨と履修者を認めるほかはなく、中高両教員資格を旨と履修者と履修指導を分けることにした。

「教科又は教職に関する科目」については、この区分が設けられ、大学の創意工夫が期待されるというもの、教養審の「第1次答申」自体にも、「教科に関する科目の大部分は、本来大学の卒業要件に算入される」、「教職に関する科目については、一般大学・学部では、原則として卒業要件に加えて修得が求められる」と、開放制教員養成のごく当たり前の現実が認識されている。まず、教科毎に資格が付与される中高の教員資格取得にあたり、「教科に関する科目」をあまりに少なくすることは、望ましいカリキュラムとは言えず、法規上の最低修得単位数20単位では十分ではない。また、仮に創意工夫として、この区分を「教職に関する科目」で多く満たしたなら、その分、履修学生の卒業要件外の履修負担を増大させることになる。そこで、3) この「教科又は教職に関する科目」の区分は、創意も何もなくすべて「教科に関する科目」で充当し、旧法と比較した「教科に関する科目」の最低修得単位数の減少を可能な限り抑えることにした。

以上の1)、2)、3)を基本方針として、「教職に関する科目」の新カリキュラムを編成した。2000年度入学者より適用となるその構成は、2000年度の『履修要項』によると、次の通りである(カッコ内は配当年次)。

教職論	2単位 (3年次以上)
教育学概説1	2単位 (1年次以上)
教育心理学	2単位 (1年次以上)
教育学概説2	2単位 (1年次以上)
各教科教育法	4単位 (3年次以上)
道德教育の研究	2単位 (1年次以上)
特別活動の研究	2単位 (2年次以上)
教育方法1	2単位 (2年次以上)
教育方法2	2単位 (2年次以上)
生活指導の研究	2単位 (2年次以上)
教育とカウンセリング	2単位 (2年次以上)
教職総合演習	2単位 (3年次以上)
中学教育実習	5単位 (4年次以上)
高校教育実習	3単位 (4年次以上)

(高校教員資格のみを希望する者は「道德教育の研究」と「教育方法2」の履修を要しない)

この科目の並びはほぼ「施行規則」に即しており、『履修要項』では法規内容との対応関係も説明している。中学1種 (同専修) の最低修得単位数は法規通りの31単位で、高校1種 (同専修) のそれは法規より2単位多い25単位であるが、旧法時にすでに24単位であり、このはみ出し分2単位は「各教科の指導法」(教科教育法)を旧法と同じ4単位必修としたことによるので、増加を最低限に抑え、基本方針に即した妥当な編成と言えるだろう。

第2欄の科目(教職の意義等)に該当する「教職論」は、法令の趣旨としては「教職に関する科目」の筆頭として、まずはじめの履修が推奨されるものと思われるが、はじめではなく、教育実習の履修意思が明確になってくる3年次の履修とした。旧法時に教育実習事前指導の充実

化として3年次に少人数編成で開講していた「教育実践の研究」に代わる科目という意味で、同じく新設の「教職総合演習」とセットで3年次の前後期に履修する少人数科目として編成した。

従来の「教育学概説」（通年4単位）は、全学的に半期2単位の科目が主流となる趨勢も考慮して、2科目に分けた。また、第4欄（教育課程及び指導法に関する科目）で特記された「教育課程の意義及び編成の方法」については、「施行規則」第6条別表備考第3号に「教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない」とあることに鑑み、「教育学概説2」に含めることにした。先に示唆したように、そうすることで高校1種（同専修）の場合の最低修得単位数を抑えられる。一方、中学1種（同専修）の場合のこの欄12単位については、「各教科の指導法」（教科教育法）を旧法時と同じ4単位必修とし、さらに「教育の方法及び技術」を4単位とすることで充たした。

なお、この科目編成で「教職に関する科目」としての課程認定申請を受理されたが、2000年度の『履修要項』では、「教育学概説2」に「教育課程の意義及び編成の方法」が含まれることの説明を欠き、また中・高両教員資格取得を目指す履修者のための「中・高教育実習」（5単位）を「中学教育実習」（5単位）と誤記している。申請と実際の運営の齟齬はなく、支障がないよう、その後、履修者が資格を申請する以前に訂正した。

4. 2000年度以降の本学教職専門科目と「教育原論」の登場

中学1種（同専修）、高校1種（同専修）の教員資格に関わる最低修得単位数の規定は、1998年の「教免法」改正以降、今日（2014年度）に至るまで変更はない。ただし、「教職に関する科目」の構成については、2008年（11月12日公布）の「施行規則」改正で重大な変更があった。第6条表の第5欄は「総合演習」（2単位）から「教育実習」（中学5単位、高校3単位）に、第6欄は「教育実習」から「教職実践演習」（2単位）に変わった。

新設の「教職実践演習」は、欄の構成に示されるように、「教育実習」より後の履修が想定されている。備考第11号に「教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする」とあるように、大学（教職課程）に対し、履修者の履修状況の管理と所謂「出口管理」を強く義務付ける趣旨の科目である。

これは、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（2006年7月11日）の提言を具体化したものであった。卒業直前の科目設置は、履修学生にも大学にも影響が大きい。

では、新世紀を見据え、「地球的視野に立って行動するための資質能力を育てる」という時代の要請に応えるとして導入された「総合演習」は、最低修得単位数に変更がないのだから、科目の趣旨は大きく異なっても、「教職総合演習」がこれに代わるものとして廃止することになる

のか。それで法令上の問題はなく、文科省は「総合演習については、教職に関する科目には位置づけけないこととした（ただし、各大学の判断により、教職に関する科目に準ずる科目として、引き続き開設することは可能）」と説明している⁷⁾（通知）。

本学では、この2008年の改正規定が適用される2010年度入学者から、「教職総合演習」を廃止し、少人数編成の「教職実践演習」（4年次後期2単位）を導入した。「教職に関する科目に準ずる科目」は設けず、最低修得単位数を変更していない。

1998年の改正法が適用された2000年度以降、今日までの間、「教職に関する科目」の構成は、1) 本学の内発的事情から若干の変更があり、また、2) 教職課程申請に関わる文科省の指導により、何回か変更があった。

まず、1) については3点ある。一つは、「総合演習」を全学共通カリキュラム総合B群科目（当時）の履修で充当するようにしたことである。新カリキュラムの当初は少人数編成の「教職総合演習」を開講したが、「地球的視野に立って行動するための資質能力を育てる」という科目の設置趣旨を考慮すると、この総合B群科目にはスケールの大きい多彩なテーマの科目があり、趣旨に相応しく、またその取得は卒業要件への算入が容易で、履修学生にとって負担軽減になるからである。2005年度入学者から変更し、既述の通り、2010年度入学者から「総合演習」自体を履修不要として廃止した。

もう一つは、従来の選択科目を廃止してしまっていたが、2003年度以降、1科目だけ「教職特別演習」を設けたことである。当初は資格に関わらない自由選択科目として試行し、その後、2006年度入学者から、条件次第で「教科又は教職に関する科目」の一つとして用いることを可能にした⁸⁾。

残の一つは、「教育実習」と「事前指導」を単位上区別し、「事前指導」を単位取得を要する授業科目として明確化したことである。2003年度から区分した。

これらはカリキュラム構成上、小幅な修正と言って差し支えないが、2) は大きな変更を余儀なくされるものであった。

本学は1998年度に新座キャンパスに2学部（観光学部とコミュニティ福祉学部）が新設されて以降、2000年代には学部学科の新設、再編が相次ぎ、大学院研究科も含めると、ほぼ毎年のように教職課程認定申請、再課程申請を要した。なかでも2002年度と2008年度の新設学部学科の課程申請の際には、重大な指導があった。

2002年度には経済学部会計ファイナンス学科、理学部生命理学科、社会学部現代文化学科が新設されたが、その際、「中学1種（専修）資格に関わって、「各教科の指導法」（教科教育法）は8単位以上でない」と認可されないとの指導があった（高校1種、専修については指導なし）。

先に記したように、1998年の法令改正に即した申請時には、本学としては中学1種（専

7) 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施に係る関係告示の整備等について（通知）」（2008年11月20日）http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/08111006.htm

8) 「自由選択科目」として、履修自体の制限はしていないが、この措置は、「教科に関する科目」の必修区分をすべて満たしている履修者に限り認めている。

修)、高校1種(専修)とも、各教科教育法は従来と同じ4単位必修で受理されている。しかし、2002年度に向けた申請時には、(旧)教養審の提言⁹⁾の趣旨に即すということでの指導が加わった。

「施行規則」第6条表のうち、「各教科の指導法」を含む第4欄(教育課程及び指導法に関する科目)の中学1種(専修)の単位数は12単位であり、「教科教育法」だけで8単位あてゝる必然性はなく、そうしなければならないという根拠は、どこにも記されていない。むしろそうすると、他の科目の編成が限りなく困難で、いかに工夫しても最低修得単位数を超えることは必定となる。さらに、「教免法」に規定する「教職に関する科目」の最低修得単位数におさまらなくなることも必定である。これはあくまで最低数の規定とするのなら、「大学教育の過密化を回避する」という教養審の趣旨はどうなったのか、と問い返したくもなる。もっとも、「教科又は教職に関する科目」という区分もある以上、創意工夫、努力次第とされれば、それで詮無いことで、法令として巧妙と認めるしかない。

この指導の結果、中学1種(専修)については、新設の3学科のみ、各教科教育法8単位必修とし、社会科と理科の「教科教育法」科目をそれぞれ4単位分ずつ新設した。新設学科は、「教職に関する科目」の最低修得単位数が35単位となり、「教免法」のそれより4単位多く課されることになった。

同じ大学の学生が、同じ教員資格取得を目ざしても、新設学科生のみ、旧来の学科に所属す

る学生より4単位分必修科目が多い。この理不尽な措置は、履修学生に対しまつたく申し開きのできないことで、関わつた教員の一人として慙愧に堪えない。

2006年度には、経営学部(池袋キャンパス)、現代心理学部(新座キャンパス)の新設、文学部の改組など、ほぼ全学的な学部学科の再編があり、大規模な教職課程認定申請を要した。これを機に、改組、申請に関わらない学部学科(法学部、理学部)を含め、学校・社会教育講座委員会での合意により、全学(全学部全学科全研究科)一律に中学1種(専修)の「教科教育法」を8単位必修とし、所属学科により条件が異なる事態を解消した。各教科教育法科目を多数新設し、履修の仕組みを手直した。合わせて、履修学生の負担を少しでも軽減する観点から、この2006年度入学者より、「教育方法」の必修単位を4単位から2単位に変更し、「教育方法2」は廃止して、科目名を「教育方法論」に改めた。これにより、中学1種(専修)の「教職に関する科目」最低修得単位数を、全学一律33単位とした。

2008年度には、本学の10学部目として池袋キャンパスに異文化コミュニケーション学部が新設された。1997年度までの池袋キャンパス5学部だった頃に比べると、学部数はちょうど倍増した。また、新座キャンパスではコミュニティ福祉学部スポーツウエルネス学科が新設され、本学としてははじめて「保健体育科」の教職課程認定申請を行うことになった。これが今日までの、最後の学部学科新設である。

9) この時点では、2001年の中央省庁再編により、文部省は文部科学省になり、教養審等の各種審議会は中央教育審議会に統合されている。

この学部学科新設に伴う教職課程認定申請の際には、「教職に関する科目」のいくつかについて、科目名の修正、再検討の指示があった。

まず、「教育学概説1」、「教育学概説2」について、「施行規則」に規定する科目内容との関係を問われた。とくに「教育学概説2」に関し、内容として「教育課程の意義及び編成の方法」を含むこと自体は、「施行規則」第6条表備考第3号の規定があり、問題にはできないとしても、これが内容として含まれることがわかる科目名への変更を求められた。

そこで、第3欄「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に対応して「教育制度論」、指摘された「教育課程の意義及び編成の方法」に対応して「教育課程論」という名称を設け、両者を合わせて「教育制度論・教育課程論」(2単位)という科目名を採用した。「教育課程論」を独立した科目とする大学もあるが、ここで別々の科目とすることには、カリキュラム編成、教員の確保、そして履修指導の上で大きな困難を伴うこと、また教育課程を教育制度全体のなかで検討するという科目趣旨を考慮して、あまりに無様なネーミングであるが、影響を最小限にとどめた。

「教育学概説1」は、指導の際に例示があったうちから「教育原論」を選び、この科目名に改めることにした。こうして、2008年度から本学の「教職に関する科目」に「教育原論」が登場することになり、同時に、1979年度(教育学概説)からちょうど30年を目前にして、「教育学」を冠した科目名はなくなった。

その他、文科省の指導に従い、「生活指導論」は「生徒・進路指導の理論と方法」に、「教育

とカウンセリング」は「学校教育相談の理論と方法」に変更した。元の科目名より複雑だが、「施行規則」で含むことが必要な事項とされた文言に忠実な変更である。ここまで、「生活指導」と「生徒指導」とは、重なる面があっても学問的に似て非なる概念であり、また、1998年の法令改正では「カウンセリングの理解」を入れることが強調されたはずと捉えて来たが、指導によるやむを得ない措置であった。2006年末には、第一次安倍政権のもとで、「教育基本法」が現行法に変えられており、教育行政の役割は構造転換していった。

その後、2008年「施行規則」改正により、「教職実践演習」が4年次後期必修科目として導入されることを考慮し、これが適用される2010年度入学者から、3年次に少人数編成で開講の「教職論」を2年次以上受講可能の講義科目「教職概論」に変更した。

本学の現在の「教職に関する科目」の構成は以下の通りである。

教職概論	2単位 (2年次以上)
教育原論	2単位 (1年次以上)
教育心理学	2単位 (1年次以上)
教育制度論・教育課程論	2単位 (1年次以上)
各教科教育法1	2単位 (3年次以上)
各教科教育法2	2単位 (3年次以上)
各教科教育法演習1	2単位 (3年次以上)
各教科教育法演習2	2単位 (3年次以上)
道徳教育の研究	2単位 (1年次以上)
特別活動の研究	2単位 (2年次以上)
教育方法論	2単位 (2年次以上)
生徒・進路指導の理論と方法	
	2単位 (2年次以上)

学校教育相談の理論と方法	2 単位（2 年次以上）
中・高等教育実習事前指導	1 単位（3 年次以上）
中・高教育実習	4 単位（4 年次以上）
高校教育実習事前指導	1 単位（3 年次以上）
高校教育実習	2 単位（4 年次以上）
教職実践演習	2 単位（4 年次以上）

（以上、中学 1 種、専修の場合は計 33 単位
 高校 1 種、専修の場合は、「各教科教育法 2」、
 「各教科教育法演習 2」、「道德教育の研究」
 の履修不要で計 25 単位）

繰り返しになるが、「教免法」第 5 条別表に規定された最低修得単位数は、1998 年の改正以降変化していない。本学では、「教科に関する科目」の単位数を減じることは望ましくないと判断し、別表第 3 欄に記された「教科に関する科目」の最低修得単位数と「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数とを加えた単位数を、全学一律に「教科に関する科目」の必修単位数と指定している。中学 1 種と専修の場合は 28 単位¹⁰⁾、高校 1 種と専修の場合は 36 単位であり、いずれも総最低修得単位数は 61 単位となる。「教職に関する科目」の必修単位数が「教免法」の最低修得単位数よりはみ出す 2 単位分、多くなっている。

5. 小括

前稿と合わせて、本学の中高教員養成に関わる教職専門科目の構成とその変遷を概観した。

一つの大学の試みをやや詳細に省みたに過ぎないが、公教育の一環に与る組織として、教育課程として、法令が要求する基準との関係を辿ってみることで、戦後教員養成史における「教育原論」の道筋がようやくかすかに照らし出されてきた。

まず、本学の教職専門科目における「教育原論」の系譜は、あらためて整理すると次の通りである。

- ①「教育原理」（4 単位／3 単位）～1978 年度
- ②「教育学概論」（4 単位）～1989 年度
- ③「教育学概説」（4 単位）～1999 年度
- ④「教育学概説 1」（2 単位）～2007 年度
- ⑤「教育原論」（2 単位）2008 年度～

いずれも、教職課程の履修をはじめ最初の学期から履修可能な入門科目であり、「教育心理学」とともに、教職専門科目のうちのもっとも基礎的な科目として設置されてきた。

「教免法」が規定する「教職に関する専門科目」の必修単位数（最低修得単位数）は、中学教員資格の場合、（1）20 単位（1949 年）、（2）14 単位（1954 年）、（3）19 単位（1988 年）、（4）31 単位（1998 年）と推移した。

厳密に整理するには、法令上の名称の変化、中高の教員資格の種別とその変化、免許法の公布年と履修者に適用される年度のずれ等を加味する必要があるが、ここでは、「教育原論」の由緒に関わって、教職科目としてどのような内容が規定されたか、大雑把に概括しておこう。

中学教員資格を取得するにあたり、「教職に

10)ただし、国語科だけは「書道」1 単位分多く加わり、29 単位である。

関する専門科目」の必修単位数は、現在と比べると、戦後最初期は3分の2弱、1950年代から80年代までの実に30年以上は半分以下で済んでいた。20世紀終盤からの「施行規則」改正による規定では、簡潔な科目名に代わって、含むべき内容を細かく明示する科目構成となり、「特別活動」、「教育方法」、「生徒指導」、「教育課程」、「学校教育相談」に関わる科目が加わった。そして、「教職概論」(教員の仕事の概略)にはじまり「教職実践演習」(教職に向けての出口管理)で締めくくる構造が求められるようになった。

この変化は、社会の複雑化、学問の専門細分化がもたらしたものの、という面もなくはないかもしれない。しかし、(1)、(2)の時期には多くの選択科目が例示されたことに示唆されるように、実のところ、「情報機器の操作」や「カウンセリングの基礎理解」を除けば、とくに新しい領域や分野、教育内容が加わっているわけではない。むしろ、「教職課程の教育内容は社会の要請と乖離しており」、「科目名に相応しい包括的、体系的内容を欠いている」という、教養審の「第1次答申」に示されたような疑念によるもの、と見るべきだろう。「教育原理」、「教育心理学」という、風雪に耐えて来たかに思われる科目では、「教師の実践力の基礎」を養うにはまったく足りない、やや穏便に言えば、足りない時代になった、ということである。

①の初代「教育原理」は、科目名としては、課程認定制度が導入される以前から、約30年間用いられた。

(1)、(2)の両時期とも、「施行規則」では「教育原理」に「教育課程、教育方法及び指導を

含む」、「教育心理学、青年心理学」(中高の場合)には「成長と発達を含む」との但し書きがつけられている。戦後教育改革のなかで、CIE(民間情報教育局)の指導もあり、アメリカの教員養成制度を参考に「教職に関する専門科目」の構成が検討されたが、結局、「教育原理」と「教育心理学、青年心理学」、「教科教育法」、「教育実習」の4科目のみを必修科目とし、その他には「教育哲学」、「教育史」などを選択科目として例示する規定となった。多様な科目を指定しようにも、担当教員が不足しているため、選択科目はあくまで例示しながら、例示以外でも、教職科目として大学が適宜加えてよいという規定であった。

(2)の最低修得単位数が減じられて14単位の時期は、「教育実習」(2単位)を除く必修3科目の必要単位数は3単位なので(中高の場合)、選択科目を加えておかないと、必修科目だけでは最低修得単位数を満たせない計算にはなる。本学では、規定通り必修3科目を各3単位とし、選択科目を設置していた。しかし、「施行規則」の選択科目の規定は、「修得することができる」というもので必須とはされていないので、必修3科目を通年4単位科目とすれば、それで最低修得単位数を満たすことが可能になる。実際、筆者は1980年代に東京大学で社会科の教員資格を得るべく履修したが、「教育実習」以外の教職専門科目は、「教育原理」、「教育心理」、「社会科教育法」(各4単位)のみで済ませることが可能であった。

このように、教員免許法制上、選択科目の規定と例示はあっても、具体的な単位数の規定はなく、各大学の運用に委ねられる状況では、

「教育原理」と「教育心理学」には教師の基礎力を形成するための、教科に即した内容を除く、ありとあらゆる内容が求められることになる。「学」の名がついた「教育心理学」は、それ自体が多様な領域を含むとしても、まだしも学としての限定が可能と思われるが、「教育原理」の方は、教育学の多様な領域のエッセンスを盛り込むことを期待され、ともすれば雑多でまとまりを欠く印象を招きかねない。筆者が履修した「教育原理」（4単位）は、それぞれ社会教育、日本教育史、教育社会学、教授学を専攻する4人の教授たちによる、字義通りのオムニバス講義であった。

（3）、（4）の時期になると、「教育原理」に期待された内容から「教育方法」、「教育課程」、「教職概論」等の科目が分化し、「教育原理」に類する科目内容としては、「教育の本質及び目標」とか、「教育の理念並びに教育の歴史及び思想」と、それぞれの概念は茫漠としているとしても、一応、扱う内容が限定されたような装いではある。だが、書店に並ぶ「教育原理」と銘打たれた多種のテキストを繙くと、今日もなお、単著はごく稀で、多数の著者が多様な分野を概説する構成になっている場合がほとんどである。また、しばしば教職課程履修者、教員採用試験受験者のためのテキストと、教育学初学者のための入門書を兼ねるという趣旨の説明がされている。

例えば、極端な例かもしれないが、『よくわ

かる教育原理』¹¹⁾の場合、5人の編者を含め執筆者は61名、扱われているテーマ（項目）数は、3部8章と資料編という構成に、節だけでも99、コラムを含めると132に及んでいる。テキストとして、「現代の学校や教育についての体系的な知識を得られるように」、「個々の項目は原理に戻って考えることができるような記述を心がけた」（pp.ii～iii）ということだが、これほど多くのテーマでは小事典と呼ぶに相応しい。

おそらく「教育原理」という名それ自体に、包括性、体系性という期待の過剰が宿命づけられているのだろう。それ故にその内容は、実践性を欠くと責を負わされやすい。その事情の一端を、戦後初期の二冊の『教育原理』に窺ってみよう。

（1）の時期の1950年に刊行された、東京教育大学教育学研究室編『教育原理』¹²⁾は、「教育の一般的意味を明らかにし、教育学の全体を概観する序説的な役割を以て書かれた」（序：1頁）とされている。「混沌としている、わが教育界の健全な発展のために、何等か寄与しようとした」4名による合作で、「教育原論」（山極真衛）、「現代教育の基調」（山田栄）、「社会的人間形成としての教育」（大浦猛）、「教師論」（石三次郎）から成っている。『原理』のなかに「原論」が位置づけられていた。その「教育原論」は、全体のほぼ半分の頁数を占め、「教育の本質と概念」、「教育の目的」、「教育の対象と方法」、

11) ミネルヴァ書房の「やわらかアカデミズム・<わかる>シリーズ」の一つで、汐見稔幸・伊東毅・高田文子・東宏行・増田修治編、2011年刊。

12) 金子書房発行の「教育大学講座」（編集責任者は安藤堯雄、石三次郎、石山脩平、梅根悟、山極真衛、山田栄）第1巻である。この講座は全36巻で完結し、第1巻は、まさしく「（後に続く）各論に対して路を開く事を目的とした」（序）。

「教育と教育学」の4章で、あたかも約40年後の(3)の時期の科目規定に備えたかのような内容構成である。

(2)の時期の1955年に刊行された、教師養成研究会『教育原理 - 教育実践の指標 - 』¹³⁾の「まえがき」は、戦後の教員養成で導入された「教育原理」について、次のように述べている。本学の②、③の科目名選択にとっても示唆的な内容なので、少し長いが引用する。

教育原理というものが、教職課程の必須科目として登場したのは、終戦後日本の教育がアメリカ化されてからのことである。それ以前は、すべて教育に関する理論は教育学概論という形で授けられていた。そこで戦前の教育学概論と今日の教育原理とが同じか、違うかということがまず問題となるのである。

おもうに教育学概論という言葉は、ドイツ語の Einleitung in die Pädagogik あるいは Einführung in die Pädagogik の訳語から来たものであろう。ゆえにそれは教育学という学問への入門あるいは手引、ないしは教育学の内容に関する概説を意味し、どちらかといえば実践的色彩よりも理論的色彩の方が強いのである。

これに対し今日の教育原理は、言うまでもなくアメリカのいわゆる Principles of education の訳語である。したがって、そ

れはドイツ語のいわゆる Einleitung in die Pädagogik とは、かなりの相違があるように思われる。すなわちまずそれは教育学 (Pädagogik) でなくて、教育 (education) の原理である。しかるに教育学は明らかに学問、すなわち理論的に体系づけられた知識であるが、教育は学問でなくて、現実の事実であり、人間の実践的な活動である。教育原理は、教育という実践的活動を営む上の指導原理を明らかにするものであって、教育という学問を究明するものではないのである。ゆえに教育学概論はむしろ今日いう教育哲学 (philosophy of education) に類するところがあり、教育原理はむしろ教育方法論に近似するところがあるであろう (傍点は引用者)。

この書は、教育学概論 = 戦前 = ドイツ的 = 教育哲学的 = 観念論的傾向、教育原理 = 戦後 = アメリカ的 = 教育方法論的 = プラグマチズムの傾向、という対比のもとで、両者の一長一短を考量して、「理論的に必要な形態を整えながら、しかも教育の実際と密接な連関を持ったような教育学が可能であるとすれば、それが最も望ましい」としている。『教育原理』に「教育実践の指標」という副題をつけた所以であろう。全体は6章構成で、「教育の意義と本質」、「教育の目的」、「教育の内容」、「教育の方法」、「教育

13) 学芸図書発行の「教師養成研究会叢書」第9集で、編者は稲富栄次郎 (上智大学)、執筆とディスカッションは編者のほか、五十嵐清正 (東京学芸大学)、小山田勝治 (東京学芸大学)、唐沢富太郎 (東京教育大学)、清水義弘 (東京大学)、吉田昇 (お茶の水女子大学) である。「あとがき」によれば、この書の企画は、「教育原理」が「なお耳新しい語感を持っていた昭和23年11月のこと」であったが、その(教育原理の)内容は「教育実践における指導原理の概説」との理解を「全面的に受け入れることはできなかった」ので、まず教育哲学の理論的究明をないがしろにすることはできないと考え、また「人間形成の二大ファクター (主体的な学習者とこれを取りまく客観的な場)」に関わる「教育心理学」と「教育社会学」の研究が先決との観点をとり、ようやく「教育原理」をまとめることができたという (327頁)。

の体制]、「教師の本質と使命」と、本質に始まり、本質で終わっている。

この書の理解に立つなら、本学は、戦後の新科目①を、70年代の末になって戦前の理論的科目②に復し、さらに、入門の手引きというより、やや内容を説くことに力点を置いた③、④に変え、文科省の指導を契機に、その多様な領域に分け入るための入口探しに焦点を絞り⑤とした、とかなり無理はあるが、跡付けることができる。

前世紀末の教養審は、変化が激しく、社会が複雑化していく時代の趨勢に対応した教員養成改革を提言していた。その趨勢にあって「原理」を論じることは、途方もない困難にさらされているかのように思われる。しかし、この2冊を垣間見ただけでも、それはとくに今にはじまったことではないことを示唆される。呆然とさせられるが故の「本質」であり、「目的」なのだろう。

（4）の時期となった今日、かつての「原理」は、「教育の理念、歴史、思想」に絞られてきたが、教職専門科目「教育原論」はもともと茫洋としたなかに生まれ、なお漂い続けることができている。不確定な状況のなかだからこそ、「生きていく力」、かけがえのない人生をまっとうしていく力に寄り添っていく、教育の試行錯誤が価値を増してくるはずである。

次稿では、教育学概論と教育原理の関係、戦前と戦後の事情を辿り直しながら、茫洋たる教育原論に漕ぎ出して行くことにしたい。